

# 県立可部高等学校移転整備事業

## 入札説明書

平成 17 年 7 月

広 島 県

目 次

I. 入札説明書の位置付け .....	1
II. 事業の概要	
1. 事業名称 .....	2
2. 公共施設等の種類 .....	2
3. 公共施設等の管理者の名称 .....	2
4. 事業目的 .....	2
5. 事業範囲 .....	2
6. 施設の立地条件 .....	3
7. 施設概要・施設規模 .....	4
8. 事業の方式 .....	4
9. 選定事業者の収入 .....	5
10. 事業期間 .....	5
11. 事業スケジュール（予定） .....	5
12. 県による事業の実施状況のモニタリング .....	6
III. 入札参加に関する条件等	
1. 入札参加者等の構成 .....	7
2. 入札参加者等の参加資格要件 .....	7
3. 入札参加資格審査の申請手続 .....	10
4. 入札参加資格確認について .....	11
5. 入札参加に関する留意事項 .....	12
6. 入札書類の取扱い .....	13
7. 入札価格等の取扱い .....	13
IV. 事業者の選定	
1. 提案の審査 .....	15
2. 契約手続等 .....	15
3. その他 .....	16
V. 入札のスケジュール	
1. 入札等の日程 .....	18
2. 入札手続等 .....	18
VI. 提出書類	
1. 参加資格確認申請時の提出書類 .....	25
2. 入札辞退時の提出書類 .....	25

3. 入札時の提出書類 .....	26
<b>VII. 提出書類作成要領</b>	
1. 一般的事項 .....	28
2. 資格審査書類 .....	28
3. 入札書 .....	28
4. 提案書 .....	29
5. 図面 .....	29
<b>VIII. その他の事項</b>	
1. 入札等の実施に関する問合わせ先 .....	31

## I. 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、広島県（以下「県」といいます。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号 改正平成 15 年法律第 132 号 以下「PFI 法」といいます。）に基づき平成 17 年 3 月 31 日に特定事業として選定した「県立可部高等学校移転整備事業」（以下「本事業」といいます。）に係る平成 17 年 7 月 6 日付け広島県報（号外）第 108 号中広島県公告（一般競争入札〔県一般 17 第 77 号〕）により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」といいます。）に関する説明書です。

なお、併せて次の資料も公表しますが、これらは、この入札説明書と一体のものであり、今後、県及び入札参加者は、この入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」といいます。）の内容を前提として、入札手続を進めることとなります。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 様式集

また、入札説明書等と「県立可部高等学校移転整備事業 実施方針」（平成 16 年 12 月 13 日公表。以下「実施方針」といいます。）、「事業の実施方針に関する質問への回答」（平成 17 年 1 月 24 日公表）、「入札説明書（案）等に関する質問への回答」（平成 17 年 6 月 15 日公表）に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先します。

入札説明書等に記載のない事項については、実施方針、実施方針に関する質問回答、入札説明書（案）等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によります。

## Ⅱ. 事業の概要

### 1. 事業名称

県立可部高等学校移転整備事業

### 2. 公共施設等の種類

校舎等施設（校舎，屋内運動場，グラウンド等）

### 3. 公共施設等の管理者の名称

広島県知事 藤田 雄山

### 4. 事業目的

県では、国の河川拡幅事業に伴い支障移転を要し早期の整備が求められている広島県立可部高等学校(以下「県立可部高等学校」といいます。)について、移転予定地における校舎施設等の設計、建設、維持管理及び既存の校舎施設の解体等を、PFI方式を用いて一体的に実施します。

県立可部高等学校は、創立90年を越す歴史と伝統のある学校であり、同窓生は約2万人にのぼります。現在は全日制普通科と定時制普通科の二課程からなり、平成15年には全日制普通科に現代コミュニケーションコースが1クラス設置されました。

校訓「誠実・努力・友愛」を基本に据え、高い価値観のもと質的向上をめざした教育で社会有為な人材を育てることを学校経営理念としています。

全ての教育領域で話す力、聞く力、読む力、書く力、考える力を育て、コミュニケーション能力を高めて国際化社会に対応できる発信型の人材育成を進めています。

本事業では、周辺環境に配慮した敷地全体の有効活用や地域における景観形成を念頭におきながら、民間事業者の創意工夫により従来手法に比較して事業費の削減を図りつつ、県立可部高等学校の歴史や校訓を踏まえた教育がより発展的に実施できるよう、充実した施設、設備の整備を実現することを目的としています。

### 5. 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、県と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者(以下「選定事業者」といいます。)が、移転する県立可部高等学校(以下「新設施設」といいます。)の整備業務及び維持管理業務、既存の県立可部高等学校(以下「既存施設」といいます。)の解体等業務を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲については、要求水準書で提示しますが、その概要は、次のとおりです。

### (1) 新設施設の整備業務

選定事業者は、新設施設の設計、建設及びその他これらを実施する上で必要とされる各種手続きなどを行います。

- ・新設施設の設計業務（基本設計、実施設計、県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業及びその関連業務等）
- ・新設施設の建設業務（近隣対応・対策、各種申請業務、建設工事、工事監理、所有権移転及びその関連業務等）

### (2) 既存施設の解体等業務

選定事業者は、既存施設の解体にかかる次の業務を行います。

- ・既存施設の解体業務（記念碑・樹木の移転を含む）
- ・発生廃棄物の処理業務
- ・跡地整備業務（整地程度）

### (3) 新設施設の維持管理業務

選定事業者は、新設施設にかかる次の維持管理業務を行います。

- ・建物維持管理業務（定期保守点検、修繕等）
- ・設備維持管理業務（定期保守点検、修繕等）
- ・屋外体育施設・外構等維持管理業務（巡視、剪定、害虫防除、施肥、除草等）
- ・環境衛生管理・清掃業務

建物維持管理業務には、建物に作り付けの家具の維持管理を含みます。

大規模修繕業務については、新設施設の維持管理業務に含みませんが、審査の段階において、大規模修繕計画の提案を受けるものとします。

なお、光熱水費は、県が実費を負担します（施設の引渡し前までは選定事業者の負担とします）が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とします。

## 6. 施設の立地条件

### (1) 建設する施設

建設計画地	広島市安佐北区可部町大字上原字寺山
計画敷地面積	約 33,000 m <sup>2</sup> (校舎敷地 約 15,000 m <sup>2</sup> , グラウンド敷地 約 18,000 m <sup>2</sup> ) その他法面等 約 49,000 m <sup>2</sup>
計画前面道路	幅員 10m
区域	市街化調整区域

用途地域	指定なし
防火指定	指定なし
その他の地域・地区	指定なし
形態規制	建ぺい率：50%，容積率：100%

(2) 解体する施設

所在地	広島市安佐北区可部三丁目 159 番 外 26 筆
敷地面積	約 30,000 m <sup>2</sup> (校舎敷地及び運動場敷地)

7. 施設概要・施設規模

(1) 建設する施設

延床面積(想定)	12,750 m <sup>2</sup> 程度	
校舎	必要諸室	・普通教室 (25 教室) ・特別教室 (18 教室) ・管理室 (職員室, 準備室, 保健室, 生徒会室等) ・その他 (図書室, 食堂・厨房, 職員用休養室, 倉庫等)
	主な設備	エレベーター(障害者用), 空調設備(一部の室)等
	延床面積	約 8,900 m <sup>2</sup>
屋内運動場	必要諸室	アリーナ, 武道場, 部室, トレーニング室 など
	延床面積	約 2,800 m <sup>2</sup>
その他の施設	倉庫, 部室	
	駐輪場(自転車 400 台程度駐輪)	
屋外体育施設 (グラウンド)	主な施設	野球場, サッカー場, 陸上トラック など
	付帯設備	夜間照明, 散水栓, 防球ネット など
	面積	約 18,000 m <sup>2</sup>

(2) 解体する施設

構造・階数	主要校舎	鉄筋コンクリート造 4階建て 4,684 m <sup>2</sup> 5階建て 2,363 m <sup>2</sup>
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造 2,258 m <sup>2</sup>
延床面積	鉄筋コンクリート造	9,467 m <sup>2</sup>
	鉄骨造	668 m <sup>2</sup>
	木造, CB造	1,019 m <sup>2</sup>
	合計	11,154 m <sup>2</sup>
その他工作物等	正門, 裏門, 屋外キュービクル, 受水層, 25mプール, 運動場夜間照明機, 防球ネット, 等	

8. 事業の方式

選定事業者が施設の設計・建設業務等を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理業務等を行う BTO (Build Transfer Operate) 方式とします。

## 9. 選定事業者の収入

選定事業者の収入となる、県が支払うサービス購入料は次のものからなります。

サービス購入料の詳細については、事業契約書(案)、事業契約約款及び事業契約約款別紙10「サービス購入料の支払いについて」のとおりです。

### (1) 新設施設の整備業務の対価（サービス購入料1）

新設施設の整備業務の対価です。(5.(1)に示す業務の対価の他、建中金利、保険料、選定事業者の創立及び開業に要する費用、その他新設施設の整備に関連する初期投資と認められる費用の対価を含みます。)

所有権移転の後、一括して支払います。

### (2) 既存施設の解体等業務の対価（サービス購入料2）

既存施設の解体等業務の対価です。(5.(2)に示す業務の対価)解体等の完了確認の後、一括して支払います。

### (3) 新設施設の維持管理業務の対価（サービス購入料3）

新設施設の維持管理業務の対価です。(5.(3)に示す業務の対価の他、選定事業者の管理・運営にかかる費用等を含みます。)

維持管理期間中、平準化して支払います。

## 10. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成40年3月31日までとします。

なお、施設の維持管理等期間は、新設施設の引渡しから平成40年3月31日までの約20年間とします。

### 11. 事業スケジュール（予定）

日程（予定）	内容
平成17年12月	仮契約の締結
平成18年3月	事業契約の締結
平成18年4月～平成19年12月	新設施設の設計及び建設
平成20年2月1日	新設施設の引渡し及び所有権移転期限
平成20年4月1日～9月30日	既存施設の解体等
新設施設の引渡し ～平成40年3月31日	新設施設の維持管理等



## 12. 県による事業の実施状況のモニタリング

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されていることを確認するために、モニタリングを実施します。

モニタリングの具体的な方法については、事業契約書(案)、事業契約約款及び事業契約書別紙 11「維持管理業務のモニタリング及びサービス購入料の減額について」のとおりです。

### Ⅲ. 入札参加に関する条件等

#### 1. 入札参加者等の構成

入札参加者等の構成については、次のとおりとします。

- a) 入札参加者は、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「応募企業」といいます。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とします。
- b) 応募グループは、代表企業を定めるものとします。
- c) 応募企業又は応募グループの構成員が他の応募グループを構成すること及び同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。
- d) 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」といいます。）がある場合は、入札書類の提出時において協力会社として明記することとします。
- e) 応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は認めません。
- f) 応募グループで申し込む場合には、入札書類の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行ってください。

#### 2. 入札参加者等の参加資格要件

応募企業又は応募グループの構成員（以下「入札参加者」といいます。）及び協力会社は、以下の参加資格要件を満たすことが必要です。

##### （1）入札参加者及び協力会社に共通の参加資格制限

- a) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること
- b) 広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を受けていない者であること
- c) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていない者であること
- d) 次の法律の規定による手続開始の申立てがなされていない者であること  
ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く
  - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続
  - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続
- e) 最近 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること

- f) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと
- ・本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。  
中電技術コンサルタント株式会社〔広島市南区出汐二丁目3番30号〕  
あさひ・狛法律事務所〔東京都千代田区丸の内二丁目1番1号〕
  - ・関連会社とは、次の者をいいます。
    - －アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
    - －アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
    - －代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- g) 技術、法務、金融などの専門家及び学識経験者で構成される「県立可部高等学校移転整備事業に係る民間事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」といいます。）の委員本人、委員が属する企業と資本面又は人事面において関連がないこと
- ・関連がないこととは、次の条件をいいます。
    - －委員が役員（公益法人の場合にあっては、理事である場合を含む。）又は職員でないこと
    - －委員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしていないこと
- h) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと
- ・暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する団体をいいます。
  - ・暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいいます。
  - ・暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいいます。
    - －暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者
    - －暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

## （2）各業務に当たる者の参加資格要件

設計、建設及び維持管理の各業務に当たる入札参加者及び協力会社は、それぞれ次の要件を満たすことが必要です。

### ①設計業務に当たる者

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所

登録を行っていること

- ・ 広島県の平成 17・18 年測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている格付が A であること
- ・ 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校施設の設計業務(校舎又は体育館の新築, 増築又は改築に係る設計業務)の実績を有すること

## ②建設業務のうち建築工事に当たる者

建築一式工事について, 以下に示す要件をすべて満たしていること。

なお, 共同企業体として応募するときは, 共同企業体として又はその構成員が, 次に掲げる資格要件を全て満たしていること

- ・ 建設業法第 15 条の規定により, 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること(入札書類の提出日において, 5 年以上の期間, 特定建設業の許可を有していること。ただし, 当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は, それ以前の許可期間は通算しない。)
- ・ 平成 16 年広島県告示第 1212 号(平成 17 年度及び平成 18 年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「資格告示」といいます。)に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の格付が, A である者又は A・A 若しくは A・B の組合せによる共同企業体であること
- ・ 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること(共同企業体の場合は, 代表者に限る。)
  - 一級建築士又は一級建築施工管理技士
  - 建築一式工事について監理技術者資格者証の交付を受けている者
- ・ 共同企業体については, 次に掲げる資格要件をすべて満たすこと
  - ア 施工の方式は, 各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること
  - イ 代表者は, より大きな施工能力を有する者であること。ただし, 格付が異なる者の間では, 格付が上位の者とする
  - ウ 構成員の出資比率の最小限度は 30% 以上とし, 代表者の出資比率は構成員中最大とすること
  - エ 構成員が他の応募者の構成員(他の応募者の構成員である共同企業体の構成員を含む。)でないこと
  - オ 代表者以外の構成者については, 次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で 1 名以上配置できること
    - 一級建築士又は一級建築施工管理技士
    - 建築一式工事について監理技術者資格者証の交付を受けている者

## ③建設業務のうち土木工事に当たる者

- ・建設業法第15条の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
- ・資格告示に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の格付のうち、土木一式工事に係る格付が、A又はBであること
- ・本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること

#### ④建設業務のうち上記②、③以外の建設工事に当たる者

- ・電気工事及び管工事に当たる者は、資格告示に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の電気工事及び管工事に係る格付が、Aであること
- ・電気工事及び管工事以外の工事に当たる者で、入札参加者又は協力会社となる場合は、建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じた許可を受けていること

#### ⑤維持管理業務に当たる者

- ・平成15年広島県告示第1382号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め），平成16年広島県告示第61号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等），平成16年広島県告示第1338号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）又は平成17年広島県告示第566号（平成17年度から平成18年度までにおける県有施設のエレベーター保守点検業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって資格を認定され，次の業務を希望業種としている者であること。
  - －「建築物における清掃業務」，「建築物における空気環境の測定業務」，「建築物における飲料水の水質検査業務」，「建築物における飲料水の貯水槽の清掃業務」，「建築物におけるねずみその他害虫防除業務」，「冷暖房設備保守管理業務」，「電気設備保守管理業務」，「消防設備保守管理業務」及び「エレベーター保守点検業務」
- ・単独又は複数の者で，上記の希望業種をすべて満たすこと

### 3. 入札参加資格審査の申請手続

#### (1) 入札参加資格審査の申請

本件の一般競争入札への参加を希望する者で、Ⅲ. 2. (2) に示す県の格付・資格を有しない者（以下「資格未認定者」といいます。）は、Ⅴ. 2. (5) で定める入札参加資格確認申請書及び必要な添付資料（以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出期限までに、入札参加資格の申請手続きを行い、Ⅴ. 2. (9)①に定める入札書類の提出期限までに当該資格の認定を受けていることが必要です。

## (2) 申請期間

平成 17 年 7 月 6 日(水)から平成 17 年 8 月 19 日(金)まで（広島県の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日〔以下「休日」といいます。〕を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間、随時受け付けます。

## (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとします。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載してください。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載してください。

## (4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

- ・Ⅲ. 2. (2) ①～④に掲げる入札参加資格審査に係る事項  
広島県土木建築部管理総室建設産業室（広島県庁舎北館 6 階）  
電話 (082) 513-3821（ダイヤルイン）
- ・Ⅲ. 2. (2) ⑤に掲げる入札参加資格審査に係る事項  
広島県総務企画部財務総室財産管理室（広島県庁舎本館 3 階）  
電話 (082) 513-2301（ダイヤルイン）

## 4. 入札参加資格確認について

### (1) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札書類の提出期限日とします。

なお、落札者の決定日までに資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格となります。

### (2) 入札参加資格確認申請書の取下げと再提出

V. 2. (5) による入札参加資格確認申請書等の提出後、入札参加資格確認結果の通知を受けるまでに当該申請を取下げようとするときは、入札参加資格確認申請書の取下げ(様式3-1による)を行ってください。

また、取下げ後、構成員等を変更した上で改めて入札参加資格確認申請書等を提出することができます。この場合の入札参加資格確認申請書等の提出期限は、V. 2. (6) ①に示す入札参加資格確認結果通知の発送期限までとします。

なお、取下げを行う者は、VIII. 1. に示す本事業の問合せ先に、発送期限の前日午後5時まで連絡を入れてください。

## 5. 入札参加に関する留意事項

### (1) 公正な入札の確保

入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意することとします。

また、入札参加者等は、本入札説明書に定めるもののほか、広島県契約規則その他関係法令を遵守することとします。

### (2) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書類の提出期限までに提出しなければなりません。

入札者は、契約を担当する職員から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

### (3) 入札書類の書換え等の禁止

入札参加者等又はその代理人は、提出した入札書、提案書及び入札に必要なその他の書類(以下「入札書類」といいます。)の書換え、引き替え、又は撤回することができません。

### (4) 談合情報に対する対応等

入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収を行うことがあります。

なお、契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

また、県が必要と認めた時は、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。

### (5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

- a) 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき
- b) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
- c) 入札者が二以上の入札をしたとき
- d) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
- f) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
- g) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき
- j) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
- k) その他広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第21条各号に該当するとき

## (6) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。

## (7) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上に相当する金額以上の入札保証金を入札前までに県に納付することとします。ただし次のa)又はb)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除します。

- a) 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保証証券を県に提出した場合
- b) 応募企業又は応募グループの代表企業が、2(2)①～⑤のいずれかの者である場合

## 6. 入札書類の取扱い

### (1) 著作権

入札参加者から提出された入札書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の入札書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の入札書類の一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出を受けた入札書類は返却しません。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、



維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

## 7. 入札価格等の取扱い

### (1) 予定価格

本事業の予定価格は、2,934,477,000円とします。

なお、予定価格には、消費税及び地方消費税相当額を含まず、物価変動を見込みません。

### (2) 入札価格

入札書に記載する入札金額(以下「入札価格」といいます。)は、事業契約書(案)における事業契約約款別紙 10「サービス購入料の支払いについて」に示すサービス購入料の合計額とし、消費税及び地方消費税相当額を含まず、物価変動を見込みません。

### (3) 契約金額

契約金額は、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとします。

## IV. 事業者の選定

### 1. 提案の審査

#### (1) 県立可部高等学校移転整備事業に係る民間事業者選定審査委員会の設置

民間事業者からの提案書は、審査委員会において評価します。

なお、審査委員会における審査委員は、次の5名です。(五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	吉長 元孝	広島国際大学大学院総合人間科学研究科 教授
副委員長	森保 洋之	広島工業大学大学院環境学研究科 教授
委員	岩重 律子	一級建築士(株式会社アッバン設計代表取締役社長)
委員	二國 則昭	鯉城総合法律事務所 弁護士
委員	大和 弘明	日本政策投資銀行中国支店 企画調査課長

#### (2) 審査基準等

落札者決定に当たっての審査基準は、落札者決定基準を参照してください。

#### (3) 落札者の決定

落札者は、審査委員会で作成し広島県が定めた落札者決定基準に基づき審査委員会が評価した結果を受けて、県が決定します。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により、価格その他の条件が最も有利な入札を行った者を落札者とします。

#### (4) 入札結果の通知及び公表

県は、落札者決定後、その結果を入札参加者(応募企業、又は応募グループの代表企業)に対して文書で通知するとともに、広島県教育委員会教育長のホームページ(以下「県ホームページ」といいます。)で公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.jp/kyouiku/hotline/>

### 2. 契約手続等

#### (1) 基本協定の締結

県は、落札者決定後速やかに、落札者を相手方として、基本協定を締結します。

#### (2) 特別目的会社の設立等

落札者は、基本協定に定める日までに、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社又は有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号）に定める有限会社として、本事業を実施する選定事業者となる特別目的会社（以下「S P C」といいます。）を広島県内に設立するものとします。

なお、S P C への出資者は、応募企業又は応募グループの構成員のみで構成するものとし、応募グループの代表企業の出資比率は、出資者中最大となることとします。また、共同企業体が応募企業又は応募グループの構成員である場合は、共同企業体としてではなく、共同企業体の代表者が S P C へ出資するものとします。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員による S P C への出資を制限するものではありません。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式（株式会社の場合）又は持分（有限会社の場合）を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

### （３）事業契約書の作成

県は、事業契約書(案)に基づき、落札者と交渉し、落札者の設立した S P C と事業契約を締結します。

なお、落札者の入札金額及び事業契約書(案)で提示した契約内容については、入札後、事業契約の締結に当たって、軽微な場合を除いて変更できないことに留意してください。

### （４）議会の議決を要する契約

本事業は、P F I 法第 9 条の規定により、広島県議会の議決に付さなければならぬ事業であるため、広島県議会の議決を経て事業契約（本契約）を締結します。

事業契約の締結に関する議案については、平成 18 年 2 月広島県議会定例会に提出する予定です。

仮契約及び事業契約の締結時期(予定)は、次のとおりです。

仮契約の締結 平成 17 年 12 月下旬

事業契約の締結(本契約) 平成 18 年 3 月下旬

## 3. その他

### （１）契約保証金等

選定事業者は、新施設整備等費相当額及びこれに係る消費税相当額の合計額の 10% に相当する金額以上の契約保証金を、本契約締結時に県に納付します。

ただし、選定事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の 80% が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは広島県知事が確実と認める社債又は広島県知事が確実と認める金融機関若しくは保

証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規する保証事業会社をいう。）の保証を差し入れることができます。

また、次の場合、契約保証金の納付を免除します。

- a) 選定事業者が、新施設整備等費相当額及びこれに係る消費税相当額の合計額の 10%に相当する金額以上の額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- b) 設計企業及び建設企業並びに工事監理企業をして、事業者が被保険者となる履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該保険金請求権に、事業契約書(案)第 63 条第 4 項による違約金支払債務を被担保債務とする第一順位の質権を県のために設定した場合

なお、維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。

## (2) 保険

選定事業者は、次の保険に加入します。

- ・新施設の整備及び既存施設の解体等にかかる第三者賠償責任保険
- ・維持管理に係る第三者賠償責任保険

選定事業者が加入する保険の詳細については、事業契約書(案)、事業契約約款及び事業契約書別紙 5「事業者が付保する保険」のとおりです。

## V. 入札のスケジュール

### 1. 入札等の日程

入札等は、次の手順及びスケジュールで行う予定です。

日程（予定）	内容
平成 17 年 7 月 6 日	入札公告，入札説明書等の公表
平成 17 年 7 月 13 日	入札説明会等の開催
平成 17 年 7 月 13 日～7 月 22 日	入札説明書等に関する質問の受付
平成 17 年 8 月 8 日	入札説明書等に関する質問回答公表
平成 17 年 8 月 11 日～8 月 19 日	入札参加資格確認申請書の受付
平成 17 年 8 月 30 日	入札参加資格確認結果の通知
平成 17 年 9 月 26 日	入札書類の提出，開札
平成 17 年 11 月	落札者の決定・公表

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

### 2. 入札手続等

#### （1）入札説明書等

##### ①本事業の担当部局

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号  
 広島県教育委員会事務局管理部施設課（広島県庁舎東館 5 階）  
 電話 （082）513-4944（ダイヤルイン）

##### ②契約条項及び入札に必要な書類を示す場所等

上記①の場所において、本公告の日から平成 17 年 8 月 19 日（金）までの毎日（休日を除く。）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで閲覧に供します。

なお、入札説明書等は、広島県教育委員会教育長のホームページ（以下「県ホームページ」といいます。）に掲載します。

##### ③入札説明書等の交付期間及び入手方法

交付期間	平成 17 年 7 月 6 日（水）から平成 17 年 8 月 19 日（金）まで（休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間、随時受け付けます。 郵送等の場合は、平成 17 年 8 月 15 日（月）の消印まで受け付けます。
------	---

入手方法	上記①の場所で直接受け取るか、又は郵便によって請求してください。ただし、郵便による場合は、返信用の封筒（角型2号〔長さ33センチメートル×幅24センチメートル〕に返信先のあて名を明記し、返信用切手をはったもの）を同封してください。
------	---

#### ④資料の配布

本事業への入札参加を希望する者に、要求水準書の別紙1～4を配布します。配布は無料です。資料配布の申し込み方法は、次のとおりです。

申込方法	平成17年8月19日(金)午後5時までに、資料配布申込書(様式1-2)に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。 (当日必着) ・電子メール(添付ファイル、件名を「可部資料配布」としてください。) ・ファクシミリ
申込先及び連絡先	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 (082)513-4944 FAX (082)223-6341 電子メール shisetsu@pref.hiroshima.jp
配布方法	平成17年8月26日(金)までに、資料配布申込書に記載の担当者宛てに料金着払いで郵送します。

#### (2) 入札説明会等の開催

本事業への入札参加を希望する者を対象として、入札説明会等を開催します。入札説明会等とは、次に示す、①新施設建設設計画地の見学会、②入札説明会、③既存可部高等学校施設の見学会です。

なお、希望する会にのみ参加することも可能です。

##### ①新施設建設設計画地の見学会

新施設建設設計画地の見学会を次のとおり開催します。

駐車場はありませんので、ご来場にあたっては公共交通機関をご利用ください。

開催日時	平成17年7月13日(水) 午前9時30分から
開催場所	県立可部高等学校建設予定地 (広島市安佐北区可部町大字上原字寺山) ※当日は現地集合とします。集合場所の詳細については、参加希望者に別途連絡します。
申込方法	平成17年7月11日(月)午後5時までに、説明会の参加申込書(様式1-1)に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。 (当日必着) ・電子メール(添付ファイル、件名を「可部説明会」としてください。) ・ファクシミリ

申込先及び 連絡先	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 (082)513-4944 FAX (082)223-6341 電子メール shisetsu@pref.hiroshima.jp
注意事項	・ヘルメット，長靴を持参してください。

## ②入札説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催します。

当日は資料を配布しませんので，本入札説明書等をご持参ください。

駐車場はありませんので，ご来場にあたっては公共交通機関をご利用ください。申込方法，申込先及び連絡先については，上記①と同じです。

開催日時	平成17年7月13日(水) 午後1時30分から
開催場所	県立可部高等学校 視聴覚教室(午後1時より事務室前にて受付します。) (広島市安佐北区可部三丁目15-26 電話 082-814-2032)

## ③既存可部高等学校施設の見学会

既存の可部高等学校施設の見学会を次のとおり開催します。

上記②に示す，入札説明書等の説明会に引き続いて実施します。申込方法，申込先及び連絡先については，上記①と同じです。

開催日時	平成17年7月13日(水) 午後2時30分から
開催場所	県立可部高等学校 (③の見学会にのみ参加される方は，午後2時より事務室前で受付します。) (広島市安佐北区可部三丁目15-26 電話 082-814-2032)
注意事項	・建物外部等の見学に引き続き，校舎内の見学を予定しています。

## (3) 既存施設及び新施設建設計画地の見学

本事業への入札参加を希望する者を対象として，既存施設の見学及び新施設建設計画地の見学会を実施します。

### ①既存施設の見学

次の期間，既存の県立可部高等学校の見学が可能です。(建物外部のみの見学となります。)

(2) ③に示す見学会とは別に申し込みが必要ですので注意してください。また，駐車場はありませんのでご来場にあたっては公共交通機関をご利用ください。申込先及び連絡先については，(2) ①と同じです。

見学可能日	①平成17年7月14日(木), 7月15日(金) ②平成17年7月25日(月), 7月26日(火) 午後1時30分～午後4時30分
見学手続き場所	県立可部高等学校 事務室 (広島市安佐北区可部三丁目15-26 電話 082-814-2032)
申込方法	①については平成17年7月11日(月)午後5時までに, ②については平成17年7月21日(木)午後5時までに, 見学の申込書(様式1-3)に記入の上, 次のいずれかの方法により提出してください。(当日必着) ・電子メール(添付ファイル, 件名を「可部学校見学申込」としてください。) ・ファクシミリ
注意事項	・見学時間内(午後1時30分～午後4時30分)であれば, 随時見学の受付が可能です。 ・見学前に, 事務室にて身分証明書を提示の上, 許可を受けてください。 ・外部のみの見学となります。 ・授業等の妨げとなるので, 校舎内へは立ち入らないでください。

## ②新施設建設計画地の見学会

新施設の建設計画地の見学会を開催します。見学会の日時, 開催場所及び参加申込み方法等は, 次のとおりです。

駐車場はありませんので, ご来場にあたっては公共交通機関をご利用ください。

(2) ①に示す見学会とは別に申し込みが必要ですので注意してください。なお, 集合場所等の詳しい案内は, 参加希望者に別途連絡します。申込先及び連絡先については, (2) ①と同じです。

開催日	①平成17年7月26日(火) 午後2時～午後3時 ②平成17年8月2日(火) 午後2時～午後3時 ③平成17年8月9日(火) 午後2時～午後3時
開催場所及び集合場所	県立可部高等学校建設予定地(現地集合) (広島市安佐北区可部町大字上原字寺山)
申込方法	平成17年7月19日(火)午後5時までに, 見学会の申込書(様式1-4)に記入の上, 次のいずれかの方法により提出してください。 ・電子メール(添付ファイル, 件名を「可部造成地見学申込」としてください。) ・ファクシミリ
注意事項	・ヘルメット, 長靴を持参してください。

## (4) 入札説明書等に関する質問の受付, 質問回答公表等

入札説明書等に関する質問を次の要領で受け付けます。



## ①入札説明書等に関する質問の受付

受付期間	平成17年7月13日(水)～平成17年7月22日(金)(当日必着) ただし、持参の場合の受付は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
提出方法	質問の内容を、質問書(様式1-5)に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。電話での受付は行いません。 ・電子メール(添付ファイル、件名を「可部質問等」としてください。) ・郵送又は持参(フロッピーディスクに保存した文書ファイルにより提出することとし、併せて当該文書ファイルの内容を出力し用紙を提出してください。) なお、文書形式は、Microsoft Excel(Windows版)で作成するようにお願いします。
提出先	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 (082)513-4944 電子メール shisetsu@pref.hiroshima.jp

## ②入札説明書等に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成17年8月8日(月)までに、県ホームページで公表します。

### (5) 入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、Ⅲ.2.(2)に掲げる要件を満たすことを証明するため、次により入札参加資格確認申請書等(様式2-1～2-9)を提出し、事前に入札参加資格の有無について県の確認を受けることが必要です。

資格未認定者は、開札の時において必要な資格を満たしていることを条件として、入札参加資格があることを確認します。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札の時までに必要な資格が認定されていなければなりません。

なお、期限までに申請書類等を提出しない者並びに入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができません。

提出期間	平成17年8月11日(木)～平成17年8月19日(金) ただし、持参の場合は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。 (郵送等による場合は、平成17年8月19日(金)午後5時必着)
提出場所	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 (082)513-4944

<b>提出方法</b>	入札参加資格確認申請書等を持参又は郵送してください。電送による提出は認めません。 郵送等については、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限ります。（以下「郵送等」といいます。）
-------------	---

## （6）入札参加資格確認結果の通知等

### ①入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認通知は、確認申請を行った者（応募企業又は応募グループの代表企業）に対して、書面により平成17年8月30日（火）までに発送します。

### ②入札参加資格の確認後の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者又は協力会社のいずれかが、開札日において、Ⅲ. 2. に定める入札参加資格の要件のいずれかを欠いた場合は、入札の参加は認めません。

## （7）入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと通知された者は、書面により次のとおり理由の説明を求められます。

<b>提出期間</b>	平成17年8月31日（水）～平成17年9月8日（木） 休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
<b>提出場所</b>	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 (082)513-4944
<b>提出方法</b>	説明要求の書面（様式自由。ただし、代表企業代表者印を要する。）を持参してください。郵送又は電送による提出は認めません。
<b>回答期限</b>	平成17年9月16日（金）までに回答します。

## （8）入札の辞退

入札参加資格確認通知を送付された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式3-2）を次のとおり送付してください。

<b>送付期限</b>	平成17年9月22日（木）（当日必着）
<b>送付先</b>	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号

## （9）入札手続

入札参加資格確認通知を送付された入札参加者を対象として、次により入札を実施します。

### ①入札書類の提出

入札参加者は、VI. 3. で示す入札時の提出書類を次により提出してください。全てが揃っていない場合は失格となります。

提出日時	平成17年9月26日(月) 午後1時30分 (郵送等による場合は、平成17年9月22日(木)午後5時必着)
提出場所	広島市中区基町10番52号 広島県庁舎本館地階 入札室 (郵送等による場合は広島県教育委員会事務局 管理部施設課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号とする)
提出方法	入札書類を持参又は郵送してください。電送による入札は認めません。郵送等に際しては、封筒に「県立可部高等学校移転整備事業入札書類在中」と朱書きの上送付してください。入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に記名の上「平成17年9月22日開札県立可部高等学校移転整備事業入札書在中」と記入し当該封書及び提案書等を外封筒に入れ二重封筒としてください。

### ②開札

次により入札書を開封します。県が設定する予定価格を超えている場合は失格となります。

開札日時	平成17年9月26日(月) 入札参加資格及び入札書類の確認後、直ちに行います。
開札場所	広島市中区基町10番52号 広島県庁舎本館地階 入札室
その他	開札は、入札参加者又はその代理人の立会の上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

### ③提案内容に関するヒアリング

提案審査に当たり、提案内容の確認のために入札参加者に対してヒアリング(提案書以外の新たな資料による説明は認めません。)を実施します。ヒアリングは、10月初旬を予定しています。

また、県及び審査委員会が提案内容の確認のために必要と認めた場合、入札参加者に対してヒアリングを実施することがあります。

### ④落札者の決定、入札結果の通知及び公表

IV. 1. (3)(4)に記載のとおりです。

## VI.提出書類

入札に参加する場合には、次の書類を提出してください。

### 1. 参加資格確認申請時の提出書類（正本1部，副本5部）

様式2-1	入札参加資格確認申請書
様式2-2	入札参加資格確認申請に係る添付書類一覧表
様式2-3	応募グループの構成員・協力会社表
様式2-4	応募グループの構成員・協力会社の概要
様式2-5	設計業務実績表
様式2-6	監理（主任）技術者の資格・工事経験
様式2-7	委任状（応募グループの構成員・協力会社→代表企業）
様式2-8	委任状（代表企業用）
様式2-8-2	委任状（支店等応募企業用）
様式2-9	共同企業体の代表者・構成員表

### 2. 入札辞退時の提出書類（1部）

様式3-1	入札参加資格確認申請の取下書
様式3-2	入札辞退届

### 3. 入札時の提出書類

#### （1）入札参加資格確認結果通知書等

- ・入札参加資格確認結果通知書の写し
- ・入札参加資格認定通知の写し（当該応募者の構成員又は協力会社に、Ⅲ.3.により参加資格を申請中であった者が含まれる場合）

#### （2）入札書等（正本1部，副本15部）

様式4-1	入札書類提出届
様式4-2	入札書（※正本1部のみ提出）
様式4-3	入札書類一覧表
様式4-4	基礎審査における要求水準確認項目表

#### （3）提案書（正本1部，副本15部）

##### ①事業実施体制等に関する提案書

様式 5 - 1	事業実施体制等に関する提案書（表紙）
様式 5 - 2	本事業実施体制図
様式 5 - 3	設計業務，建設業務及び解体等業務実施体制計画書
様式 5 - 4	維持管理業務実施体制計画書

## ②新施設の設計業務に関する提案書

様式 6 - 1	新施設の設計業務に関する提案書（表紙）
様式 6 - 2	設計の概要
様式 6 - 3	施設面積表
様式 6 - 4	外部仕上表
様式 6 - 5	内部仕上表
様式 6 - 6	設備計画書
様式 6 - 7	屋外体育施設・外構等計画書
様式 6 - 8	什器・備品等調達計画書
様式 6 - 9	施設配置計画，屋外体育施設及び外構整備に関する提案書
様式 6 - 1 0	諸室の配置計画及び動線計画に関する提案書
様式 6 - 1 1	高機能かつ多機能な学習環境の実現に関する提案書
様式 6 - 1 2	快適かつ健康的な室内環境の確保に関する提案書
様式 6 - 1 3	フレキシビリティの高い施設計画に関する提案書
様式 6 - 1 4	可部地区や可部高校の特徴等に配慮した設計計画に関する提案書
様式 6 - 1 5	施設整備が周辺住民に与える影響への配慮に関する提案書
様式 6 - 1 6	地球全体の環境への負荷軽減に関する提案書
様式 6 - 1 7	ライフサイクルコストの低減に関する提案書
様式 6 - 1 8	バリアフリー等ユニバーサルデザインに関する提案書
様式 6 - 1 9	防犯性，耐震性，防災性への配慮に関する提案書

## ③新施設の建設業務及び既存施設の解体等業務に関する提案書

様式 7 - 1	新施設の建設業務及び既存施設の解体等業務に関する提案書（表紙）
様式 7 - 2	建設業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等に関する提案書
様式 7 - 3	解体等業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等に関する提案書
様式 7 - 4	地球環境保全に配慮した施工計画に関する提案書
様式 7 - 5	新施設整備等費見積書
様式 7 - 6	既存施設解体等費見積書

④新設施設の維持管理業務に関する提案書

様式 8-1	新設施設の維持管理業務に関する提案書（表紙）
様式 8-2	建築物等維持管理業務計画書
様式 8-3	設備維持管理業務計画書
様式 8-4	屋外体育施設・外構等維持管理業務計画書
様式 8-5	環境衛生管理・清掃業務計画書
様式 8-6	大規模修繕提案書
様式 8-7	光熱水費削減提案書
様式 8-8	新設施設維持管理費見積書

⑤事業計画全般に関する提案書

様式 9-1	事業計画全般に関する提案書（表紙）
様式 9-2	入札金額内訳書
様式 9-3	リスク管理方針と対策に関する提案書
様式 9-4	事業の安定性に関する計画書
様式 9-5	事業収支計画書及びキャッシュフロー計算書
様式 9-6	地域社会経済への配慮に関する提案書

（４）図面（正本１部，副本１５部）

①配置図	縮尺 1/1000, A3 判 1 枚
②各階平面図	縮尺 1/500, A3 判枚数自由
③立面図	縮尺 1/500, A3 判枚数自由
④断面図	縮尺 1/500, A3 判枚数自由
⑤外観透視図	A3 判 2 枚, 着色
⑥求積図	縮尺自由, A3 判枚数自由

図面の作成方法，提出方法については，Ⅶ. 5を参照してください。

## Ⅶ. 提出書類作成要領

### 1. 一般的事項

#### (1) 使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。また、原則として横書きで記述してください。

#### (2) 会社名等が分かる表記の禁止（一部）

入札書類のうち、様式5から様式9まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、入札参加者名（構成員名、協力会社名等を含みます。）がわかる記述を避けてください。

#### (3) 一部提案書のCD-R等による追加提出について

提案書については、文書による提出に加えて、Microsoft Word(Windows版, ver98からver2002)又はMicrosoft Excel(Windows版, ver98からver2002)により作成し、記録保存したCD-R等を併せて提出してください。ただし、図面については除きます。

#### (4) 正本及び副本の製本

資格確認申請時の提出書類（様式2）、入札時の提出書類（様式4～9及び図面）は、正本と副本を作成して提出してください。

正本は、袋綴じにて作成し、表紙・裏表紙・背表紙を糊付けし、応募者又は代表企業の割印を施してください。

副本は、取り外し可能な簡易ファイルに一式を綴じ、ファイルの表面と背表紙にタイトル「県立可部高等学校移転整備事業 入札書類一式」を記載してください。

### 2. 資格審査書類

資格審査書類（様式2）は、A4縦長とし、左側を綴じて提出してください。

### 3. 入札書

入札書(様式4-2)は、記名押印の上、封筒に入れ、密封（封印の上、表面に「平成17年9月26日開札 県立可部高等学校移転整備事業入札書在中」と明記し、裏面に応募企業又は応募グループの代表企業の住所氏名を記載）して提出してください。

## 4. 提案書

- a) 提案書（様式4～様式9，入札書を除く）は，A4判縦長（一部A3横長）横書き片面とし，各提案書には所定の表紙を付けて別々に左綴じで製本してください。（様式4，様式5，…，様式9ごとにそれぞれ綴じてください。）
- b) 各分冊には，各ページの下中央に通し番号をふってください。（表紙及び目次については通し番号は不要です。）
- c) 造語・略語等がある場合は，一般用語・専門用語を用いて，初出の箇所に定義・説明を記述してください。
- d) 他の様式や図面等に関連する事項が記載されている場合は，該当する様式番号やページ等を適宜記入してください。
- e) ページ数に制限がある場合は，遵守してください。
- f) 文章中に使用するフォントは原則として明朝体10pt以上としてください。項目見出し等に用いるフォントは明朝体以外のフォントでも構いません。行間については，読みやすさを考慮した設定としてください。
- g) 各様式には，記載内容を補助する目的で，表・図の挿入及び着色を行っても構いません。なお，表・図中に用いるフォントは10pt以下でも構いませんが，読みやすさを考慮した設定としてください。

## 5. 図面

新設施設の整備にかかる図面を，次に示す所定の縮尺で作成し，VI. 3. (3) ②に示す提案書（様式6）の末尾に綴じてください。

### （1）配置図

縮尺 1/1000，A3判1枚

前面道路を含めて敷地全体について作成してください。

### （2）各階平面図

縮尺 1/500，A3判枚数自由

各階ごとに作成してください。棟が分かれる場合であっても，各棟間の関係がわかりやすいように記載してください。

### （3）立面図

縮尺 1/500，A3判枚数自由

各棟ごとに作成してください。建物の外観がわかるように作成してください。



**(4) 断面図**

縮尺 1/500, A3 判枚数自由

校舎, 屋内運動場については必ず作成してください。階高, 天井高がわかるように作成してください。

**(5) 外観透視図**

A3 判 2 枚, 着色

周辺敷地も含めて校地全体が鳥瞰できる図, 及び建物の外観が分かる図を作成してください。

**(6) 求積図**

縮尺自由, A3 判枚数自由

面積の算出根拠が明らかになるように作成してください。

## Ⅷ. その他の事項

### 1. 入札等の実施に関する問い合わせ先

入札等の実施に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

広島県教育委員会事務局 管理部施設課

住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号

電話 (082)513-4944

電子メール shisetsu@pref.hiroshima.jp

また、入札説明書に定めることのほか、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、県のホームページに掲載します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.jp/kyouiku/hotline/>